（介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する特定介護老人福祉施設における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額の一部改正）

**第十一条**　介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する特定介護老人福祉施設における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（平成十七年厚生労働省告示第四百十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第十三条第五項第一号に規定する特定介護老人福祉施設（同条第一項に規定する特定介護老人福祉施設をいう。）における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、一日につき千五百四十五円とする。 | 介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第十三条第五項第一号に規定する特定介護老人福祉施設（同条第一項に規定する特定介護老人福祉施設をいう。）における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、一日につき千四百四十五円とする。 |

（介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額の一部改正）

**第十二条**　介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額（平成十七年厚生労働省告示第四百十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 区分 | | 額 | 区分 | | 額 |
| 一 | （略） | 一日につき六百八十円 | 一 | （略） | 一日につき六百五十円 |
| 二 | 施行規則第百七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であって、食費の特定負担限度額が一日につき六百八十円であったとすれば保護（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第二条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの | | 二 | 施行規則第百七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であって、食費の特定負担限度額が一日につき六百五十円であったとすれば保護（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第二条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの | |
| 三 | 施行規則第百七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第四号に掲げる者であって、食費の特定負担限度額が一日につき六百八十円であったとすれば同号イの規定に該当しないこととなるもの | | 三 | 施行規則第百七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第四号に掲げる者であって、食費の特定負担限度額が一日につき六百五十円であったとすれば同号イの規定に該当しないこととなるもの | |
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |

介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号。以下「施行法」という。）第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額（以下「食費の特定負担限度額」という。）は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号。以下「施行法」という。）第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額（以下「食費の特定負担限度額」という。）は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。 | 介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号。以下「施行法」という。）第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額（以下「食費の特定負担限度額」という。）は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。 |

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 区分 | | 額 | 区分 | | 額 |
| 一 | （略） | 一日につき六百八十円 | 一 | （略） | 一日につき六百五十円 |
| 二 | 施行規則第百七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であって、食費の特定負担限度額が一日につき六百八十円であったとすれば保護（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第二条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの | | 二 | 施行規則第百七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であって、食費の特定負担限度額が一日につき六百五十円であったとすれば保護（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第二条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの | |
| 三 | 施行規則第百七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第四号に掲げる者であって、食費の特定負担限度額が一日につき六百八十円であったとすれば同号イの規定に該当しないこととなるもの | | 三 | 施行規則第百七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第四号に掲げる者であって、食費の特定負担限度額が一日につき六百五十円であったとすれば同号イの規定に該当しないこととなるもの | |
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |